

デイセンターひまわり

じゅうようじ こうせつめいしょ **重要事項説明書**

とうじぎょうしょ けいやくしゃさま たい しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくしきーびす ていきょう
当事業所は、ご契約者様に対して障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供
します。デイセンターひまわりの概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたい
つぎ とおりごせつめい
とを次の通りご説明いたします。

もく じ 目 次

- じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要
- りようしせつ じぎょうもくてき うんえいほうしん
2. 利用施設の事業目的と運営方針
- だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
3. 第三者評価の実施状況
- じぎょうじっしくいきおよびさーびす ていきょうじかん
4. 事業実施区域及びサービス提供時間
- じぎょうしょせつび がいよう
5. 事業所設備の概要
- しょくいん はいちじょうきょう
6. 職員の配置状況
- とうじぎょうしょ ていきょう さーびす りようりょうきん
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- さぎょうしゅうえき
8. 作業収益について
- きんきゅうじ たいおう
9. 緊急時などの対応
- ぎゃくたいぼうし
10. 虐待防止について
- しんたいこうそく
11. 身体拘束について
- くじょう うけつけ
12. 苦情の受付について
- きょうりょくいりょうきかん
13. 協力医療機関

じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん きょうときりすときょうふくしかい 社会福祉法人 京都基督教福祉会
しょ ざい ち 所 在 地	きょうとしにしきょうくかたぎはらどどがいけ3ばんち 京都市西京区 榎原百々池3番地
でんわばんごう 電話番号	075-382-0011
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りぢちよう ほりい ただし 理事長 堀井 忠
せつりつねんがつび 設立年月日	ねん しょうわ ねん がつ び 1970 年（昭和45年）11 月 18 日

りようしせつ じぎょうもくてき うんえいほうしん
2. 利用施設の事業目的と運営方針

じぎょうしてい 事業指定	しょうがいふくしサービス していせいかつかいご 障 害 福祉サービス 指定生活介護 じぎょうしょばんごう 事業所番号 2614000244
じぎょう もくてき 事業の目的	おも ちてきしょうがい りようしゃさま たい じりつ にちじょうせいかつまた 主に知的障 害のある利用者様に対し、自立した日常生活又 しゃかいせいかつ いとな はいせつまた しょくじ かいご は社会生活を 営 むことができるよう、排泄又は食事の介護 せいさんかつどう きかいおよ そうさくかつどう ていきょう おこな とう てきせつ 生産活動の機会及び創作活動の提供を 行 う等、適切な していせいかつかいご ていきょう はか もくてき 指定生活介護の提 供を図ることを目的とする。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	でいせんたー デセンター ひまわり
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	きょうとしにしきょうくかたぎはらどどがいけ23ばんち 京都市西京区 榎原百々池23番地
でんわばんごう 電話番号	でんわ 電話 075-393-2482
ふあつくすばんごう ファックス番号	ふあつくす ファックス 075-323-7366
し もう ちょう 施 設 長	なかむら ちえこ 中村 千恵子
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	しょうがい おも りようしゃさま ちいきしゃかい じゅうじつ せいかつ 障 害が重くとも、利用者様が地域社会において充 実した生活 いとな じりつ はか りようしゃさま いしおよ じんかく そんちよう を 営 み、自立が図れるよう、利用者様の意思及び人格を 尊 重 つね りようしゃさま たちば た さーびす ていきょう つと し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提 供に努める。
かい もう ねん げつ び 開 設 年 月 日	ねん へいせい ねん がつ び 2000 年（平成12年）4 月 1日
り よう てい いん 利 用 定 員	にん 20人

だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
3. 第三者評価の実施状 況

じっし うむ 実施の有無	あり なし 有 ・ 無
じっしねんがつび 実施年月日	ねん がつ にち 2022年2月18日
じっし ひょうかきかん めいしょう 実施した評価機関の名称	いっばんざいだんほうじん しゃかいてきにんしょうかいはずいしんきこう 一般財団法人 社会的認 証 開発推進機構

じぎょうじっしゅくいきおよ さーびすていきょうじかん
4. 事業実施区域及びサービス提供時間

じぎょうじっしゅくいき
(1) 事業実施区域

りようたいしゅうしゃさま きょじゅうはんい げんそく にしきょうく うきょうく けいほくちいき のぞ
 利用対象者の居住範囲は、原則として西京区、右京区（京北地域を除く）する。

そうげい じっしちいき にしきょうくおよ うきょうくしじょうとお いなん はんい
 このうち、送迎の実施地域は、西京区及び右京区四条通り以南の範囲とする。

さーびすていきょうびおよ さーびすていきょうじかん
(2) サービス提供日及びサービス提供時間

さーびすていきょうび サービス提供日	げつようび きんようび しゅくじつ か ききゅうかきかん ねんまつねんし 月曜日から金曜日（祝日・夏期休暇期間・年末年始 とう のぞ じぎょうしょ してい び 等を除く）その他事業所が指定する日。
さーびすていきょうじかん サービス提供時間	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前9時30分から午後3時40分まで
そうだんうけつけじかん 相談受付時間	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時15分まで

じぎょうしょせつび がいよう
5. 事業所設備の概要

じどうはったつしえんせんたー らくさいあいいくえん かいた たてものかいぶぶん へいせつ
 ・児童発達支援センター「洛西愛育園」2階建て建物の2階部分に併設

じぎょうしょせつび
 ・事業所設備

ていゝるーむ ダイルーム
しょくどう 食堂
せいかつくんれんしつ 生活訓練室
もっこうしつ 木工室
せいようしつ 静養室
そうだんしつ らくさいあいいくえん きょうゆう 相談室(洛西愛育園と共有)

しょくいん はいちじょうきょう
6. 職員の配置状況

しょくいん はいちじょうきょう
 (職員の配置状況)

※職員配置については指定基準を遵守しています。

しょく しゅ 職 種	じょう きん 常 勤	ひじょうきん 非常勤	び かんが 備 考
1. 所長(管理者)	めい 1名		
2. サービス管理責任者	めい 1名		しょちょう けんじん 所長が兼任
3. 支援員	めい 11名	めい 3名	
4. 事務員		めい 1名	
5. 医師		めい 1名	しょく たく 嘱 託
6. 看護師		めい 1名	

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

■介護給付費の対象となるサービスの概要

- (1) 日常生活上の支援
- (2) 身体機能及び生活能力向上のための援助
- (3) 排泄及び食事等の介護
- (4) 生産活動及び、創作活動の提供
- (5) 生活に関する相談及び助言

※利用者様の希望や適性した作業班(5～6名)に所属し、作業・創作・余暇活動します。

集団生活の中にあっても、個々のニーズに基づく活動を保障し

障害特性を踏まえた支援を行います。

■介護給付費について

障害程度区分により、それぞれ利用者の方の単価が決められています。実際の単価を計算するうえで、国が定めた地域特性配慮があり、京都市は「5級地」ですので、単価に5級地単価10.61を掛けています。

送迎にかかる費用として送迎加算があり、報酬として受領しています。

介護給付費については、利用者様のご承認をいただき代理受領させていただいております。

－利用負担額の上 限 額について－

サービス利用時の利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。

利用者様の世帯における所得に応じて負担上限月額が設定され、上限月額に至るまでは1割を負担していただきます。

注 所得を判断するときの世帯の範囲は、18歳以上の障害のある方の場合は、ご本人とその配偶者となります。

所得階層区分		上限月額
生活保護 受給 世帯		0円
市民税 非課税 世帯		0円
市民税 所得割	16万円未満	9,300円
課税世帯	16万円以上	37,200円

※それぞれの利用者様の上限額は、障害福祉サービス受給者証に記載されています。

■介護給付費の対象外となるサービス

下記に示す費用は介護給付費以外となるため、全額自己負担となります。事前に内容及び費用の額を説明した上で、サービスの提供をご希望される場合には、その料金をお支払いいただきます。

- ・食事提供にかかる費用(弁当1食 360円)
- ・創作活動に要する材料費等
- ・行事参加に伴い必要とする経費
- ・その他、利用者個人に帰属することになる物品の購入費等、利用者負担が適当と認められるものの費用

■利用料金のお支払い方法

料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月お支払い下さい。ただし、費用によっては、サービス利用終了時にその都度お支払い下さい。

■利用の中止(欠席)

- (1) 体調不良等で当日お休みのご連絡をいただく場合は、午前8時30分までにお申し込み下さい。なお当日連絡の場合、午前8時30分以降のご連絡になりますと昼食費をお支払いいただきます。
- (2) 事業所収入減緩和の制度として「欠席加算」があります。これは、ひと月の欠席のうち、4日間だけは補填する加算です。

8. 作業収益について

作業収益は、作業活動の収入から作業活動に必要な経費を控除した額を、作業活動に従事された利用者様に工賃としてお支払いします。工賃の額は、通所日の作業活動従事回数により決定し、作業能力や経験年数、作業班の違い等により格差を設けないものとします。工賃の支払は、7月、10月、1月、4月にそれ以前の3か月分を現金にてお支払いします。(銀行振込みをご希望の方は工賃から所定の振込み手数料を差し引いた額をお支払いします。)

また、年度始めに前年度分の作業収益に係る会計報告書を作成し報告します。

9. 緊急時などの対応

- (1) サービスの提供により、利用者様に事故が発生した場合には、予め決められた緊急時対応マニュアルにより緊急措置を実施し、速やかに利用者様のご家族に連絡します。
- (2) 利用者様に、健康上の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行います。

主治医への連絡等が困難な場合は、協力医療機関に指定している洛西ニュータウン
 病院又は近隣医療機関に緊急受診をすると共に、利用者様のご家族に連絡します。

(3) 損害賠償保険への加入

下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険会社
保険名	社会事業者総合補償制度まごころワイド
補償の概要	賠償責任補償制度、傷害見舞金補償制度、死亡・後遺障害 見舞金入院保険、通院保険

※センターとして上記の保険に加入していますが、地域で安心して暮らすに各御家庭で個人賠償保険にお入りになることをお勧め致します。

10. 虐待防止について

事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。
虐待防止に関する責任者 デイセンターひまわり所長
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷・他害等のおそれがある場合など、利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様又はご家族様等に説明のうえ同意を得て、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合、理由及び態様等について記録します。また、身体拘束をなくしていくための取り組みも行います。

- (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性 利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

くじょう うけつけ
12. 苦情の受付について

どうじぎょうしょ くじょう うけつけ
(1) 当事業所における苦情の受付

どうじぎょうしょ くじょう そうだん い か せんようまどぐち う つ
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (主任)

まつえ あさみ
松江 亜沙美

- 苦情解決責任者 (所長)

なかむら ちえこ
中村 千恵子

くじょううけつけぼっくす げんかん せっち
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
(2) 行政機関その他苦情受付機関

ぎょうせいきかん
<行政機関>

にしきょうく ほけんふくしせんたー でんわ
西 京 区 保 健 福 祉 セ ン ター 電 話 0 7 5 - 3 8 1 - 7 6 6 6

うきょうく ほけんふくしせんたー でんわ
右 京 区 保 健 福 祉 セ ン ター 電 話 0 7 5 - 8 6 1 - 1 4 5 1

らくさいししほけんふくしせんたー でんわ
洛 西 支 所 保 健 福 祉 セ ン ター 電 話 0 7 5 - 3 3 2 - 9 2 7 5

た きかん
<その他の機関>

きょうとふししゃかいふくしきょうぎかい
「京 都 府 社 協 社 会 福 祉 サ ー ビ ス 運 営 適 正 化 委 員 会」

でんわ
電 話 0 7 5 - 2 5 2 - 2 1 5 2

きょうとしなかがきょうく たけやちやうとお からすまひがしい はーとびあきやうと かい
京 都 市 中 京 区 竹 屋 町 通 り 烏 丸 東 入 る ハ ー ト ピ ア 京 都 5 階

きょうとふししゃかいふくしきょうぎかい
京 都 府 社 会 福 祉 協 議 会 内

だいさんしゃいいん
(3) 第三者委員

- うんえいほうじんりじかい しめい い か めい せんじん
○ 運営法人理事会の指名により、以下の2名を選任

たなかとしこ どうほうじんかんじ でんわ
田 中 都 志 子 当 法 人 監 事 電 話 381-7333

たみや わたる べんごし でんわ
民 谷 渉 弁 護 士 電 話 241-2244(つくし法律事務所)

きょうりょくいりょうきかん
13. 協力医療機関

- いりょうほうじん せいじんかい らくさいにゅーたうんびやういん いんちやう まつむろ あきよし
○ 医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院 (院長 松室 明義)

しよざいち きょうとしにしきょうく おおえひがししんぼやしちやう でんわ
<所在地> 京 都 市 西 京 区 大 枝 東 新 林 町 3-6 (電話332-0123)

ねん がつ び
年 月 日

していせいかつかいご ていきょうないよう かん ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
指定生活介護の提供内容に関して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい しゃかいふくしほうじん きょうときりすときょうふくしかい だいせんたー
事業所名 社会福祉法人 京都基督教福祉会 デイセンター ひまわり

せつめいしゃしよくめい しめい しよちよう なかむら ちえこ いん
説明者職名・氏名 所長 中村 千恵子 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していせいかつかいご ていきょうないよう
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供内容
かん どうい
に関して同意しました。

りようしゃさま じゅうしよ
利用者様 住所

しめい いん
氏名 印

りようしゃさま ほうていだいにんとう
利用者様の法定代理人等

じゅうしよ
住所

しめい いん
氏名 印

つづきから
続柄

いじょう
以上